

群馬県広域火葬実施要領

第1章 総則

1 趣旨

この要領は、群馬県地域防災計画に則って締結された近県及び業界団体との協定に基づき、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者（市町村又は一部事務組合。以下「火葬場設置者」という。）が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

- (1) この要領において、「災害等」とは、災害対策基本法（以下「法」という。）第2条第1号に定めるもののほか、国民の保護に関する群馬県計画で対象とする武力攻撃事態やそれ以外で多数の死者が発生する緊急対処事態、新型インフルエンザ等の新興感染症の大流行などをいう。
- (2) この要領において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、本要領に基づき広域火葬を実施するとともに、遺体の取扱に配慮するものとする。

第2章 災害等に備えた対応

1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣都県の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、使用燃料、周辺交通事情、その他必要な事項
- (2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

棺及びドライアイス等遺体保存のための資機材並びに作業要員の確保

災害等発生時に使用する遺体安置所の確保

災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保

イ 協定等の締結

災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項に規定する緊急通行車両の事前届出

エ 通信の確保

通常通信が途絶した場合における通信（連絡）手段の確保

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保

イ 協定等の締結

災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項に規定する緊急通行車両の事前届出

エ 通信の確保

通常通信が途絶した場合における通信（連絡）手段の確保

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

第3章 広域火葬の実施

1 即応体制

県は、災害等が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部食品安全局衛生食品課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、迅速で的確な連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

- (1) 被災市町村は、災害等発生時には速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握を行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時には速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。**(別記様式第1号の1)**
- (3) 県は、前記(2)の報告をとりまとめ、速やかに国に報告するものとする。**(別記様式第1号の2)**

3 広域火葬の応援要請

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。**(別記様式第2号)**
- (3) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。
- (4) 県は、被災市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者に応援を依頼するものとし、必要に応じ、近隣都県に協力依頼するとともに、国に報告するものとする。**(別記様式第3号の1) (別記様式第3号の2) (別記様式第3号の3)**
また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、国に協力を依頼するものとする。**(別記様式第3号の4)**
- (5) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者等は、可能な協力内容を県に回答するものとする。**(別記様式第4号の1) (別記様式第4号の2) (別記様式第4号の3)**
- (6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(5)を準用し、対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。**（別記様式第5号の1）（別記様式第5号の2）（別記様式第5号の3）（別記様式第5号の4）**
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割り振りを行い、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。**（別記様式第6号の1）**
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。**（別記様式第6号の2）（別記様式第6号の3）**
また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 火葬許可事務

- (1) 被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。
なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。
- (2) 被災市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

7 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。
なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

- (3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記様式第7号）
- (4) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。
また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体への応援・協力依頼を行うものとする。

8 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

9 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。
 - ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記様式第8号の1）
 - イ 被災市町村が平常時に使用している火葬場（別記様式第8号の2）
- (2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。（別記様式第8号の3）

10 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記様式第9号）
- (4) 災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記様式第10号）

第4章 雑則

他の協定等との関係

この要領は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している

災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附 則

この要領は、平成27年12月7日から適用する。